

MCSに関する情報収集及び共有

遵守政策ガイドライン4

(第26回委員会年次会合(2019年10月17日)において改正)

1. はじめに

この政策の全体を通して、委員会との文言には拡大委員会が含まれ、メンバーとの文言には拡大委員会の協力的非加盟国(CNM)が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、

- a) 関連するメンバー間
- b) 寄港国と関連するメンバーとの間
- c) 市場国と関連するメンバーとの間
- d) 事務局との間

における、機密が保持されかつ迅速な MCS 情報の共有を促進することである。

3. 政策提言

全てのメンバーは、以下に掲げる事項を実施することが期待される。

- a) 他のメンバーの国内漁業当局及び事務局との迅速な関連する MCS 情報の共有
- b) MCS を目的として全メンバーと共有し得る最新の連絡先リストの事務局への提出
- c) 船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業関連活動に関与したことを疑う根拠がある場合の検査の実施及び関連するメンバーとの港内検査に関する情報の共有
- d) 関連する／適当なメンバーとのその他の港内検査情報の共有
- e) メンバーが SBT 管理体制の完全性を確保するために受領を希望する情報に関連する非メンバーである寄港国、沿岸国及び／又は市場国への通知
- f) 付属書 I の情報の機密保持及び利用に関するガイドラインの遵守

4. IUU 漁業の疑義が発生している又は発生しつつある状況

船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業活動を行っているとは疑うに足る合理的な理由をメンバーが有している場合、当該メンバーは以下を行うことが期待される。

- a) 附属書 II に含まれる情報の保存
- b) IUU 活動の疑義に CCSBT メンバーの旗を掲げる船舶が関与している場合は、関連するメンバーに対して IUU 活動の可能性／疑義について情報提供するとともに、事務局に対して情報提供を行う前に、当該メンバーが回答を行うのに十分な時間を与えること
- c) IUU 活動の疑義にメンバーの旗を掲げる船舶が関与していない場合は、事務局に対して収集した情報を速やかに提供すること

IUU 活動の疑義に関する情報を受領した時点において、事務局は以下を行うものとする。

- d) 附属書 I に規定する機密保持及び利用に関するガイドラインに従い、パラグラフ 3 b) において特定された各メンバーの連絡先と情報を共有する。

日常的な航空機による取締り、港での検査、洋上検査、市場監視及びその他の情報源（AIS 等）又は調査から得られた情報は、必要に応じて関連するメンバーと共有されることが意図される。メンバーは、非遵守の可能性を示唆する情報を受領した際はこれに対応し、また、実施した対応についての情報を、メンバー、寄港国、沿岸国又は市場国に対して通報することが期待される。

MCS 情報の共有を奨励するため、遵守委員会は以下に掲げる事項を実施することができる。

- i) メンバー及び寄港国、沿岸国及び市場国によって収集及び共有される MCS 情報の特定
- ii) 当該情報を収集及び共有するための標準化フォーマットの勧告
- iii) 情報の機密性を確保するためのガイドラインの提供及びレビュー
- iv) 事務局に対して、必要に応じて事務局が受け取る可能性のある情報に対して分析を行い、あらゆる傾向又は不自然な変化について報告を行うよう要請

上記の事項 i) – iv) に関する遵守委員会からの指示がない場合、メンバーは、必要に応じて、ケースバイケースにより、メンバー間及び事務局との間で MCS 情報の共有を行うべきである。

メンバーは、既存の MCS ネットワークに参加することが奨励される。これには、既存の二国間の取決め及び国際的なネットワーク（例：国際的な監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）など）に基づくものが含まれる。事務局は、必要に応じてまぐろ遵守ネットワーク（TCN）を通じて他のまぐろ類 RFMO との協力及び連絡調整を行う等、引き続き TCN に積極的に参加すべきである¹。

長期的には、メンバーと他の RFMO のメンバーとの正式な遵守ネットワークを創設しなければならない可能性がある。正式な遵守ネットワークには、情報提供義務及び受領した情報への応答義務が含まれ得るとともに、公権力の相互行使が含まれる可能性がある。

5. この政策に基づく役割及び責任

| 主体 | 責任を有する事項 |
|-------|--|
| 委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政策の承認 ● 遵守委員会からの勧告の検討 |
| 遵守委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 収集及び共有される標準化 MCS 情報の勧告 ● 情報の機密性に関するガイドラインの提供及びレビュー ● 政策のレビュー及び改正 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 機密が保持される形での情報の交換経路の提供 ● 機密上の制約の範囲内での事務局が受領する情報の分析、及び傾向・変化の報告 |
| メンバー | <ul style="list-style-type: none"> ● 機密が保持された形での、かつ可能な限り迅速な関連加盟国との情報共有 |

6. 政策のレビュー

この政策は、直近の改正から 5 年目にレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

¹ TCN が機能し続ける限りにおいて。

付属書 I : MCS 情報の機密保持及び利用に関するガイドライン

1. MCS 情報は、機密扱いとされ、本政策によって認められた場合のみ提供又は利用され得る。
2. 事務局は、
 - 情報を提供したメンバーが許可した場合に限り、事務局が受けとる MCS 情報の共有を行うことができる。
 - MCS 情報の提供先について、関連するメンバー及び／又は必要な場合は情報提供を行ったメンバーが指定したメンバーに限定することができる。
3. 他のメンバーから MCS 情報を受けとるメンバーは、当該情報の機密を保持し、本政策が定める場合を除き、当該情報を利用することはできない。特に、MCS 情報を受けとるメンバーは、本付属書パラグラフ 4 に規定する目的においてのみ、当該情報をメンバーの代表者及び公務員に対して提供することができる。
4. メンバーは、CCSBT 保存管理措置の遵守状況をモニタリングするため
にのみ、MCS 情報を利用することができる。

附属書 II: IUU 視認情報を記録するためのテンプレート

メンバーが SBT の IUU 漁業を行っている可能性がある漁船を確認した場合、当該メンバーは、各視認ごとに、以下を含む可能な限りの情報を記録するものとする。

- a) 船舶の名称及び明細
- b) 船舶のコールサイン
- c) 登録番号及び IMO ナンバー（該当する場合）
- d) 船舶の旗
- e) 船舶の写真
- f) 船舶の活動（例: 投縄中、揚縄中）
- g) 視認の日時
- h) 視認の位置